

令和7年度 第9回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和7年12月9日(火) 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 会議室			
出席委員 (13人)	1番 安谷 潔美	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広
	5番 丸山 環	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	8番 中本 敏彦
	9番 足立 紀美世	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦	三浦 勝美
	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦	入江 敏朗
	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦	
欠席推進委員 (1人)	北中 善隆			
事務局	事務局長 宮本 徹、参事 毎田 陽子、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第34号 非農地証明申請について 議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第36号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 議案第37号 令和8年農作業標準料金の決定について			
報告事項				





議長	<p>下限面積がなくなったので申請された。これはおそらく■■■さん（譲受人）は元は■■■さんで、譲渡人は伯父さんに当たる人だと思います。</p>
事務局	<p>三浦委員のご質問の件ですが、不在者財産管理人は土地の売買代金を法務局に供託します。もし不在者の法定相続人が現れば、その方に土地代が支払われることになるのですが、外国に出国しその後の所在が分からない状態で、さらにその子孫の所在もわからないので、その子孫の方が鳥取県琴浦町のこの場所に農地を所有していることが分からないと永遠に名乗り出てられないことが想定されますので、法定相続人が現れない限りは国庫に納付されることになると思います。</p>
議長	<p>他に質問のある方はおられますか。  (質問等無し)  質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。  (挙手多数)  賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>お手元の議案書は3ページ、説明図は4ページから6ページをご覧ください。</p> <p>議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号13番、権利種別は賃貸借権の設定、土地の所在は大字大杉■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,781㎡の内10,71㎡です。貸人は琴浦町内の個人、借人は琴浦町外の法人で、倉吉市、北栄町、琴浦町が設立した一般社団法人です。申請事由は、営農型太陽光発電設備の設置を行うためです。</p> <p>農地法第5条の一時転用の許可においては、営農を適切に継続できるか、作物の生育に適した日照量を確保できているかなどの審査を行います。また、許可の条件として、許可後、年1回、農作物の収穫状況等の報告を義務づけ、適切に営農が行われているかについてチェックを行います。また、一時転用となっておりますので、許可の期間は原則3年以内となっております、その期間において、営農上の問題がない場合は、再度許可することが可能となっております。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域内に位置しており、転用に伴う農用地区域からの除外手続は一時転用のため不要です。</p> <p>転用事由の詳細です。借人は琴浦町内の中山間地域で営農型太陽光発電事業に必要な農地の賃貸借契約をしていただける方を募集していまし</p>

た。自治会への説明及びヒアリングを行った結果、貸人の農地を貸借してもらえることになったため、申請をされたものです。

5 ページの説明図をご覧ください。、は県道線、は農道になります。工事計画は、申請地に太陽光パネル176枚、太陽光パネル設置用架台杭131本、蓄電池他発電に必要な施設整備を行い、申請地内に自営柱を新設する他、最寄りのの既設電柱に接続する計画です。太陽光発電設備の設置工事及び保守管理については、申請地東側の農道から進入する予定です。工期は許可日から令和8年3月までで、施設の操業期間は3年間です。

資金調達計画は、太陽光発電設備設置工事費円で合計円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画でございます。申請地は除草作業を行った後、現状のまま利用します。盛土は行いません。侵入防止対策として蓄電池の外周に高さ1.2mのフェンスを設置します。雨水は現在と同様に地下浸透で、汚水は発生しません。また、雑草対策として年2回程度の草刈りを実施する計画です。営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は廃止時に設備の撤去費用を負担することの誓約書が提出されています。

事業用地の選定につきましては、自治会説明、ヒアリングにより申請地を含め大杉地内11カ所の農地を検討しましたが、営農型太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、民家に隣接していないこと、令和7年度に耕作が行われていないこと、利用権の設定が行われていないことなどの条件をすべて満たす土地が本件申請地しかありませんでした。

借人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結した株式会社が全量買取を行います。部落の公民館への電力供給を行うこととなります。株式会社は、株式会社との発電設備に関する系統連系契約を令和7年10月1日に締結したため、発電所で生産した電力を、の設備を使って送配電することが可能となります。

他法令許認可につきましては、農用地区域内農地の一時転用事業が農振法で規定された農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれの有無について、町から支障無しとの意見書が提出されています。地域計画の変更につきましては、11月13日に協議の場を開催し、2週間の公告縦覧が終了しております。

申請地は団体営大杉地区ほ場整備事業が施行済みで、事業期間は昭和52年度から昭和55年度であり、事業終了から45年以上経過しています。土地改良区等の意見、調整状況については、大杉地区ではほ場整備事業に取り組んだが、事業終了後に解散し、管理は地元の農地の所有者又は耕作者が行っています。

<p>議長 村上委員</p>	<p>農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、農用地区域内に位置していることから農用地区域内農地。許可根拠規定は「一時転用」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。</p> <p>現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>12月2日、自分と桑本委員、大杉地区担当の久米委員、事務局岩本補佐の4名で現地確認を行いました。</p> <p>場所は■■■■集落の南側のは場整備された場所にあります。北側が県道、西側が農地、南側と東側は道路に接しています。現地は、長年耕作されておらず、雑草が生い茂っていました。営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用で、被害防除対策が講じられており、隣接農地の所有者の同意書も得られているため、転用はやむを得ないと思います。</p> <p>雑草対策として草刈りをするとのことですが、適切な時期に行っていただきたいと思います。</p> <p>未来中心での研修会の帰りに（営農型太陽光発電施設を）見ましたが、ああいう施設ができるのだなと想像していただければと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>（石賀委員より挙手あり）</p>
<p>石賀委員</p>	<p>この面積1781㎡内の10.71㎡となっていますが、これは全部の転用ではなく、どういう面積になるのですか。それとドクダミを栽培されるのはどなたでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この転用面積の10.71㎡については、支柱等の面積になります。農地全体の面積ではなく、支柱等の設備の面積になります。ドクダミ栽培については公社が耕作されて、必要な作業を障がい者施設等に委託されてドクダミを耕作されるということでもあります。</p> <p>（安谷委員より挙手あり）</p>
<p>安谷委員</p>	<p>その支柱等の面積ですが、ちょっとアバウトすぎてどこがどれなのか分からない。少し一般的には考えられないような考え方だと思うのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>10.71㎡の内訳ですが、太陽光パネル架台杭131本、0.691㎡、蓄電池が10㎡、送電用鋼管柱0.01㎡、引込線0.08㎡、鋼管柱支線0.001㎡、合計10.71㎡という内訳になっております。</p>
<p>安谷委員</p>	<p>農地法の中の転用というのはこれでいいかもしれませんが、一般的には1つの農地の中に複数あるということも考えられないことです。どの部分が転用なのかというのは、面積ではそうなるのかもしれませんが、通常考えでは分かりかねます。全部できなかった理由は何かあったのでしょうか。</p>

議長	<p>先日の研修の帰りに皆さんに見ていただくために寄っていただいたのですが、十何年も前この営農型太陽光発電設備の許可申請が、中部での一番最初は倉吉市関金町でありました。そこではシブを作っておられました。この営農型にするメリットは、今言ったように非常に転用面積が少ない。ということは固定資産税が少ないということだと思っております。その代わり毎年シブで収益を上げて報告を下さい。だから下部で営農をするのだと。</p> <p>全部転用してするのは普通のソーラーパネルの太陽光発電設備なので、そういうのがほとんどではあるんですが、固定資産税を安く上げるところが営農型のメリットだと思っております。</p> <p>先日も北栄町で見ていただいた通り柱が細いのです。あそこは結構大きな施設だったので本数が多いのです。1, 781㎡の面積なので本数も少ないということで、10.71㎡ということになります。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p>
潮委員	<p>そもそもこれは一時転用で賃借権を設定しておいて、転用というのはあるのですか。所有権でなくても転用というのはありますか。</p>
議長	<p>残土捨て場とかああいうのはあります。賃借権設定をして一時転用で農地に戻すということで、建設業者が大きな谷を埋めると。3年かかって埋めて3年で完成しなかったら延長もできるので、そういったやり方でやっているところもあります。■■■■にも確かあります。</p>
潮委員	<p>農地に復元するということが条件だということは分かったのですが、もう一つ、先日地元説明会をしていましたが、その説明会でどういう意見が出たのかは事務局は聞き取りをされていますか。</p>
事務局	<p>協議の場はあくまでも関係者だけの会議で、それ以前に町民生活課が中山間地域の集落に対して説明会を開いたということです。</p>
議長	<p>その前に説明に行っているようですので、農林水産課長の説明を求めます。</p>
農林水産課長	<p>先ほど説明がありました通り、琴浦町内の中山間地域に町民生活課がこういった形で太陽光発電を進めたいという説明会をしております。その中で出た意見は、やはり自分の農地をこれ以上農作物の栽培に使うことが難しいことから、候補地としてぜひ使ってほしいという意見が割と多くありました。最初は否定的な意見が出るのかと思っていたのですが、うちの土地でやってほしいという声が多かったです。その中で中山間地域では水田は直接支払制度に入っているということもあり、今は貸出しているが契約が切れたらやりたいというような要望もある中で、ここの農地についてはそういった縛りがないということでもあり、水田でなくても山の果樹園の跡でもぜひやってくれという積極的な意見もあったと伺っております。以上です。</p>
議長	<p>桑本委員は、久米委員と一緒にいられたのですか。</p>

桑本委員	<p>町民生活課が来られた時に部落のほうに行きました。[REDACTED]の部落でも中山間に入っているところは無理なので、山のほうに荒地のところ結構あるのでそこを提案したところです。資金の関係もあり、1年度には1か所に少ししかできないみたいです。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p>
潮委員	<p>地元説明会というのは広く周知しないと、本来の意味からすれば該当地の周囲300メートル程の範囲を関係者として位置づけ、地元説明会をするのが一般的なことのようなので、どのくらいの人が来られたのかを確認してみたのです。</p>
事務局	<p>中山間地域の各部落で役場が全部説明しておりますので、中山間の方は皆了解しておられると思います。</p>
議長	<p>その他、質問はございませんか。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>これは3年の一時転用ということです。今説明の中に、実証した結果次第では3年後に撤去するということも言われています。費用が[REDACTED]円、もし撤去費用がかかるとなればかなりの負担になるわけですが、説明の中では撤去時の誓約書は出ているということをおっしゃっていましたが、差し支えなければ教えてほしいと思います。</p>
事務局	<p>申請書の中に「営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書」というのが、令和7年11月19日付で転用事業者から農業委員会を經由して鳥取県知事宛の誓約書が添付されています。「事業の終了時または事業の廃止時に発電設備を撤去する費用、見込みとして[REDACTED]円、建築費の5%を見込んでいます」という誓約書が出ていますが、先ほども福田会長から、倉吉市や北栄町で先行事例があるというご説明がありましたが、先行事例は、一時転用の3年経過時に継続して一時転用をさせてほしいということで3年ごとに申請が出てくるものと思われま。その中で、周辺の営農に支障がない状況が継続していることや、毎年営農型太陽光発電設備で上は売電、下ではドクダミの営農をします。このドクダミの営農が、ドクダミの上に何も無い通常の栽培方法に比べて概ね8割の収量が見込まれているというのがボーダーラインになります。いわゆる捨て作り、荒らし作りはしてはいけないというような縛りを設けております。農業委員会に毎年、ここの発電所ではこのくらいの収量が上がりましたという報告書を出していただくと、当然事務局や委員で見に行くということがこれから毎年出てくることとなります。</p>
議長	<p>(安谷委員より挙手あり)</p>
安谷委員	<p>3年ごとに申請が出てくるということですが、自主的に出されるのか、それともこちらが促すのかどちらでしょうか。</p>
事務局	<p>当然事業者からの申請です。それをこの委員会で、許可相当か不許可</p>



障がないと認められる土地」と考えます。

申請地は農用地区域外に位置していること、宅地として利用してから20年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。

申請番号10番、申請人は不在者財産管理人です。土地の所在は大字三本杉[REDACTED]、登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積46㎡。申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は350㎡で、判定地目は山林です。

説明図の地目の記載が漏れていますが、隣接地の[REDACTED]は山林になります。申請事由の概要です。「申請地は、[REDACTED]が進出する昭和50年以前に、亡き父が耕作不便であったため、杉を植林し現在に至る。」というものです。

非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廢地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。

申請地は農用地区域外に位置していること、植林して山林として利用してから20年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上でございます。

現地確認の報告をお願いいたします。

申請番号9番、12月2日、私と桑本委員、中津原地区担当の幅田委員、事務局岩本補佐の4名で現地確認を行いました。場所は、[REDACTED]集落北側の周囲を農地に囲まれた場所にあります。北側と南側は墓地、東側は道路に接しております。

現場は説明図の写真のとおり、ほ場整備された農地に囲まれた場所で物置が建っており、宅地として利用されておりました。長年にわたり農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。

写真では確認できないと思いますが、北側南側は墓地となっており、ほ場整備ができなかったのではないかと考えられます。

申請番号10番、12月2日、私と桑本委員、三本杉地区担当の幅田委員、事務局岩本補佐の4名で現地確認を行いました。

場所は、[REDACTED]集落、加勢蛇川の西側の山林で、[REDACTED]の鶏舎の南側にあります。北側は鶏舎、東側、西側、南側は山林に接しております。

現場は説明図の写真のとおり、山林に囲まれた場所で杉が植林されており、山林として利用されておりました。長年にわたり農地として利用さ

議長  
村上委員

議長	<p>れていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。</p> <p>当日現場は、米子での鳥インフルが発生した翌日であったこともあり、鶏舎の中に入って見せてもらうことはできませんでした。</p> <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見につきましてですが、関係委員に該当します私を含め、石賀委員、澤田委員は退席をお願いします。この間、議長を中本会長職務代理者に交代します。</p> <p>(福田会長、石賀委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理に議長を交代)</p>
事務局	<p>それでは続きまして議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>お手元の議案書14ページをご覧ください。</p> <p>議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。</p> <p>申請番号412番、土地の所在は大字光好[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は1,222㎡です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は10a当たり[REDACTED]円、貸借の期間は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間で再契約、芝を耕作されます。</p> <p>申請番号413番から42ページの467番までの55件については、ご覧のとおりです。続きまして使用貸借権設定の部です。議案書43ページをご覧ください。</p> <p>申請番号468番、土地の所在は大字松谷[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2,196㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年間で再契約、水稻を耕作されます。</p>

申請番号469番から52ページの486番までの18件については、ご覧のとおりです。

続きまして所有権移転の部です。議案書の53ページをご覧ください。初めに、所有者・機構間契約の部です。

申請番号11番、土地の所在は大字保[ ]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積306㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は2,924㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は、飼料です。売買価格は[ ]円、10a当りでは[ ]円となります。所有権の移転時期は令和7年12月26日で、土地の引渡時期は令和8年1月9日です。

申請番号12番、土地の所在は大字八幡[ ]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,669㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は、野菜です。売買価格は[ ]円、10a当りでは[ ]円となります。所有権の移転時期は令和7年12月26日で、土地の引渡時期は令和8年1月9日です。

続きまして、機構・受け手間契約の部です。議案書の54ページをご覧ください。

申請番号8番、土地の所在大字保[ ]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積306㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は2,924㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は、飼料です。売買価格は[ ]円、10a当りでは[ ]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和8年1月23日です。

申請番号9番、土地の所在は大字八幡[ ]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,669㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は、野菜です。売買価格は[ ]円、10a当りでは[ ]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和8年1月23日です。

以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。

事務局の説明が終わりましたが、この計画案に対して皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(三浦委員より挙手あり)

議長

三浦委員	<p>42ページ、申請番号467番、右を見ていただきますと貸付が令和8年、令和10年になっております。下の転貸は令和8年、令和17年になっておりますが、通常は上の数字が下におりるわけですが、なぜこだけ3年と10年と違っているのでしょうか、お願いします。</p>
事務局	<p>この貸人は農業者年金受給者ということで貸付期間を10年にしております。借人が3年ごとの更新ということで、少し期間がずれているということになっております。</p>
三浦委員 事務局	<p>貸付のほうは10年間じゃないといけないのではないのでしょうか。  補足をさせていただきます。貸人の方は、転貸が地主さんから担い手育成機構に預ける期間です。貸人は農業者経営移譲年金を受給しておられるので、10年間機構に貸し出す場合には農業者経営移譲年金が支給停止にならないというメリットがあります。ですが、借人は新規就農とか家庭菜園を自宅で作っておられたのですが、それだけでは足りないのもう少し作りたいというご希望をお持ちで、初めての貸借で知らない者同士ということもあり、前田委員に仲介していただきました。この方が要望されている畑かんが付いた頃合いの面積の畑を紹介していただいて、最初は3年間で借りたい。作り続けて大丈夫だったら3年更新でずっと借りたいというのがご希望でした。その落としどころをどうするかということで、地主さんが機構に預ける期間を10年にすれば農業者年金が支給停止にならないし、借人は3年借りてみて継続されるのなら更新すればよいし、継続されないのであれば他の借り手を機構が探すということにすれば、年金も止まらないまま農地も貸すことができるという理由で、467番については機構に預ける年数と実際に借人が借りられる年数が違うということになります。</p>
三浦委員 議長	<p>よく分かりました。  事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。  質問等が無いようですので、特に異議はなしとすることとします。  (福田会長、石賀委員、澤田委員の復帰を確認)  (福田会長に議長交代)</p>
石賀農地委員 会長	<p>議案第36号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断についてですが現地確認を行っております。報告をお願いいたします。  総会資料の別冊をご覧ください。  議案第36号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、農地利用状況調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について決定を求めます。  11月25日に、福田会長、中本職務代理、村上農地委員会副会長、事務局岩本補佐、自分、担当地区の委員さんとで、記載してある農地の</p>

<p>事務局</p>	<p>現地確認を行いました。その結果、非農地と判断した農地は全部で510筆でした。</p> <p>現況地目を山林と判断した土地については、その多くが山間部に位置していました。雑木が生えていたり、植林してから20年以上たっていたりなど、森林のようになってしまった様子を確認しました。</p> <p>また、現況地目を原野と判断した土地については、耕作条件が悪い、労力不足などの理由で作付けをやめて長期間放置したため、荒廃が進み、農地に復元することは困難だと感じました。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>本議案を審議いただき決定された場合、所有者の方あてに非農地として地目変更を行ってよいか書面による意向確認を行います。異議の申し出があった場合は、地目変更は行いません。異議の申し出がなかった場合、農業委員会は琴浦町長あてに地目変更登記を行うよう文書で通知します。その際、現場の写真を添付します。これを受けて町長は法務局に対し、地目変更登記を行うよう要請します。法務局では確認ができた土地から順に地目変更登記を行い、町へ通知します。補足説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局と農地委員長からの報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>今回、非常に多くの筆数となっております。これは2年前からの繰り越しがありこのような状態になりました。事務局の事務が進んでいなかったためであります。</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
<p>丸山農政委員会 会長</p>	<p>続きまして議案第37号 令和8年農作業標準料金について報告をお願いします。</p> <p>本日配布しました議案書をご覧ください。議案第37号 令和8年農作業標準料金の決定について、令和8年琴浦町農作業標準料金を別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。</p> <p>12月1日に開催した農政委員会において、農政委員の皆さん、東伯農業改良普及所、JA鳥取中央営農センター、農協琴浦梨生産部、町酪農組合など関係機関の皆さんにお集まりいただき、来年の農作業標準料金について話し合っていました。</p> <p>最初に事務局から、中部の各市町及び西伯郡大山町における農作業標準料金の推移、鳥取県最低賃金の改定、ガソリン・軽油価格の推移について説明しました。</p>

	<p>鳥取県最低賃金が増額され、農業機械や農業生産に必要な資材価格は高止まりしています。一方で、前回の料金改定で10項目の作業料金を値上げしたこと、ガソリン価格の暫定税率廃止に伴う燃料価格の値下がり、近隣の市町との料金の差などを考慮して、今回3項目の作業について値上げ、その他は据え置きとすることで意見がまとまりました。</p> <p>料金表の案はめくって左側1ページ、変更内容は右側の2ページをご覧ください。</p> <p>まず、一般作業労賃について、鳥取県最低賃金が今年10月4日から73円上がって1030円になったことから、700円上げて8,400円としました。また、摘要欄には「1時間当たり1,050円」の文言を追加しました。</p> <p>次に、荒起こし、プラウ耕うんは前回値上げしたので、据え置きとしました。プラソイラーも据え置きです。</p> <p>次に、肥料散布については料金の変更はありませんが、複数の肥料をまく場合は肥料を変えるたびに機械を動かすので労力がかかることから摘要欄に「肥料1種類当たり」の文言を追加しました。</p> <p>次に、代かき、機械畦ぬり、機械田植え、バインダー、ハーベスターは前回値上げしたので、据え置きとしました。</p> <p>次に、コンバインの結束は、カッターに比べて結束の方が手間暇がかかることや、ひも代が値上がりしていることから、500円上げて20,500円としました。カッターは前回値上げしたので、据え置きとしました。</p> <p>次に、もみ運搬と畦の草刈りは据え置きとしました。フレールモアについては、セイタカアワダチソウなど草刈作業が困難な農地が増えているため、500円上げて10a当たり6,500円としました。最後に、稲わら代は据え置きとしました。</p> <p>この場で皆さんから承認をいただければ、令和8年1月1日から1年間の適用となります。ご審議をよろしく申し上げます。その他、事務局から補足があればお願いします。</p> <p>事務局より1点補足説明をいたします。本議案を審議いただき承認された場合、来年1月に町のホームページで公表するとともに、広報ことうら2月号に料金表を掲載する予定です。また、事務局窓口にチラシを置いて、お知らせすることとしています。以上です。</p> <p>丸山農政委員会長の説明と事務局の補足が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p>
事務局	
議長	

	<p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、12月2日に村上委員、桑本委員に対応して頂きました。今回は農家相談はありませんでした。</p> <p>続きましてその他に移りたいと思います。農地利用意向調査について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>令和7年度の農地利用状況調査の結果、新規発生 of 遊休農地緑判定及び黄判定の所有者又は耕作者に対する農地利用意向調査について、12月12日に通知文書及び調査票を提出期限令和8年1月13日（火）で郵送する予定です。農業者の方からお問い合わせがあるかと思いますが、ご対応をお願いします。97件通知を送る予定にしております。以上です。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>皆さんの方で何か質問等あればお願いいたします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和7年度 第9回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>